

平成28年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 5-4-6 ごみ焼却施設運営事業（ごみ収集等含む）

【予算反映等改善事項】

本市におけるごみ焼却施設運営事業は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務付けられております。この計画に基づき一般廃棄物処理は、一般家庭から排出される「家庭ごみ」と指定許可業者より搬入される「事業系ごみ」との二つに大別し、ごみの収集・焼却等を行う業務であります。

ごみ収集に関しましては、これまで直営業務で行ってきた収集の内、「紙類収集業務」及び「びん・ガラス類収集業務」を段階的に民間委託を実施し、効率的な業務運営に鋭意取り組んでおります。

また、ごみ焼却施設に関しましても、民間委託により、施設の健全な運転管理を行っております。

収集業務の改善策として、ペットボトル・金属類については、平成28年度までは、原則21日間隔の収集でありましたが、平成29年度からは、収集間隔を隔週（14日間隔）で行うこと（祝日は除く）といたしております。

また、粗大ごみ戸別収集に関しましては、平成28年度までは、一世帯当たり年2回の収集でありましたが、平成29年7月収集分からは年4回とし、収集回数を増加しております。

さらに平成30年7月収集分から申込回数を年6回（2ヶ月に1回）に増やすことについて、検討して参りたいと考えております。

このように、今後も市民ニーズに応じた収集体制を考究し、利便性の向上に努めて参りたいと考えております。

以上のように、今後も引き続き、市民ニーズに応じた収集の改善策を検討しつつ、退職者による人員減少の状況を勘案しながら、段階的な民間委託についても考究し、計画的な施設整備工事を行うことで、適正なごみ焼却施設の運営管理と効率的な業務の遂行を行って参ります。